

2023年8月28日

各位

株式会社オウケイウェイヴ  
代表取締役社長 杉浦 元  
(コード番号: 3808 名証ネクスト)  
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉  
電話番号 03-6823-4306

## 基準日後株主に対する議決権付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年9月28日開催予定の第24期定時株主総会に係る基準日後に新株予約権の行使により新株式を取得した者及び第三者割当により新株式を取得した者に対し、当該定時株主総会に係る議決権を付与することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 議決権を付与する新株式

##### 第21回新株予約権の行使による新株式の発行

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 発行新株式数      | 普通株式 3,334,188株 |
| (2) 議決権の数       | 33,341個         |
| (3) 総議決権数に占める割合 | 10.00% (※)      |

##### 第三者割当による新株式の発行

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 発行新株式数      | 普通株式 4,356,000株  |
| (2) 議決権の数       | 43,560個  |
| (3) 株主名         | 株式会社ブイ・シー・エヌ<br>渡邊秀和<br>アークホールディングス株式会社<br>株式会社United family |
| (4) 総議決権数に占める割合 | 13.02% (※)   |

※議決権を付与する対象者は、2023年7月1日から同年9月1日に第21回新株予約権を行使した全ての株主ですが、事務処理の手續上、記載に関しては、2023年7月1日から同年7月31日までの権利行使分となっております。2023年8月1日から同年9月1日までの権利行使数が確定次第、改めてお知らせいたします。

※事務処理の手續上、総議決権数は、2023年6月30日現在の議決権総数(257,610個)に第21回新株予約権の2023年7月1日から同年7月31日までの権利行使により割り当てられた新株式及び第三者割当による新株式の議決権の数を加算して算出しております。

#### 2. 議決権を付与する理由

当社は、本日公表の「第三者割当による新株式の発行(現物出資(デット・エクイティ・スワップ))に関するお知らせ」に記載の通り、株式会社ブイ・シー・エヌ、渡邊秀和、アークホールディングス株式会社、株式会社United familyに対して、第24期定時株主総会における議決権を付与することを条件に、本第三者割当の実施について合意に至っております。

なお、本第三者割当の決定に関する取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、本第三者割当により一定の議決権への影響はあるものの、当社の財務状況かつ業績並びにキャッシュフローの状況を踏まえると、当社事業の継続性並びに上場維持を担保し、債務超過解消に向けた財務体質の改善に照らすと不合理であるとはいえず、特に外部専門家による意見を得たうえで実施する事は合理性があるとの意見を得ております。また、下記(第三者意見書の概要)に記載のとおり、経営者から独立した第三者として、著名な会社法学者より意見の入手を行い、当社が本株主総会の翌日に返済期限の迫った債務を処理すべく、債務額に見合う(D E Sを含めた)資金調達を行う緊急的必要性があり、また、その手段は純資産の増加を伴う新株発行等によることが望ましい状況にあり、本件債務の処理としてD E Sを選択したことについても、取締役の経営

判断として、その合理性を積極的に肯定し得るといえ、本第三者割当は不公正発行に該当せず、適法であるとされております。

(第三者意見書の概要)

(1) 有利 DES から時価 DES への変更の合理性について

既存株主の立場から、有利 DES と時価 DES の効果の違いを比べた場合、有利 DES ・時価 DES いずれの場合も、対象会社の貸借対照表上、本件債務の金額が資本金等に振り替えられることとなるため、対象会社における財務内容の改善効果は同じである。

一方、時価 DES の場合、有利 DES と比べて、1株当たりの発行価格が大きくなる分、DES による発行株式数は少なくなるから、既発行の株式の希釈化が抑えられるという意味において、既存株主にとっては有利（逆に DES に応じる債権者にとっては不利）となる。

そのため、当初は株主総会決議（特別決議）による承認が得られることを前提として、有利 DES の実行を想定していたものの、承認を得ることが事実上不可能となったことを受け、債権者らに対し、改めて時価 DES への応諾を依頼するに至ったとの経緯は、本件債務の返済期限が比較的近くに迫っていることも踏まえれば、取締役の経営判断として合理性を有するとの評価が妥当と考える。

(2) 議決権付与の点について

会社法 124 条 4 項は、会社に、株主総会の基準日後に株式を取得した者の全部又は一部について、議決権を付与することを認めている。そして、ここにいう「基準日後に株式を取得した者」の代表例が、基準日後における新株発行により、株式を（原始）取得した者である。

その点、同項ただし書では、「当該株式の基準日株主の権利を害することができない。」と規定しているが、「『当該』株式の基準日株主」とあるように、これは基準日後に株式譲渡が行われた場合の譲渡人等を指しており、新株発行の引受や新株予約権の行使により取得（原始取得）した株式の場合、基準日株主は存在しないため、これには該当しない。そのため、公開会社では、発行可能株式総数の範囲内で取締役会に発行権限が授権され、既存株主の議決権比率維持の利益は、不公正発行がとられた場合に問題となるに過ぎない。

上記(1)で述べたとおり、有利 DES から時価 DES への変更は、発行株式数の減少を招くことになるため、それだけでは債権者らにとって一方的に不利益となる。そのため、債権者らの立場として、当該変更案を受け容れるに当たり、対象会社に対し、本総会において議決権行使が可能となるよう要請する、すなわち、本総会前迄の手續の完了および議決権付与を要請することには合理性が認められるし、法がこれを認めている以上、十分に想定し得ることでもある。そして、時価 DES の実現のため、対象会社が当該要請に応じることもまた、取締役の経営判断として合理性を有するとの評価が妥当と考える。

また、他の基準日後に株式を取得した株主（第21回新株予約権の権利行使により株式を取得した株主）についても議決権を付与すべく、会社法第124条4項の規定に鑑み、当該定時株主総会に最も近い時点での株主の意思を反映させることができる株主総会を開催したいとの判断に基づき、基準日後の株主に議決権の付与を認めることを決議いたしました。なお、当該基準日後株主に対する議決権の付与は、第21回新株予約権の行使により当社が必要とする資金770百万円を調達できる見込みとなり、本日「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に関するお知らせ」で開示しております本第三者割当を取り下げることになった場合でも、第21回新株予約権の権利行使により基準日後に株式を取得した株主への議決権付与は実施いたします。

以上